

2 坊を以て見立修繕せしむるに協働するに既に要れり  
 一 解任者ノ報酬せしむる  
 一 夕由堂ニ入ノ報酬せしむる  
 一 事務備修費三割増税  
 一 健康保険掛金全額会社負担  
 外十位

昭和二十一年十月二日付に於て前記の如き請求を提出せしむるに於て  
 二十八日、全日中より同業関係者より申出あり其旨を以て三月十日に於て  
 二十五日、事務一般労働者より申出あり其旨を以て其旨を以て  
 一 上記に二十五日付の八名ノ解任ノ請求は之より後解任せしむる解任  
 一 手書一八五号外電一封を以て  
 一 三名ノ解任ノ請求は三月三日・金一封を以て

同日付リテチフト株式会社 (二六〇一三三三)

中三也 泉橋区月島東仲通  
 労働者 一〇七名(内女一三九)  
 老加者 六九名(内女二九)

泉田理彦氏

評修會同東在労働世合

左記の如き申出を以て不待過改善要求を提出す此連年之坊  
 主之ノ申出に三月間首謀者板村部即外十名 減首を  
 以て排修會員と不承知に排斥の待遇を以て要求し提出  
 批信を以て要求せしむるに於て三月六日八名ノ解任を以て  
 工部六九名三月七日より四日(金)まで

要求者

一 社内修繕ノ完成(坂) 全社此名、病室修繕、其修繕後  
 (備考)